

「三木市男女共同参画プラン（第3次）」を策定

性別を問わず、すべての人の平等と自立を完全に保障する「男女共同参画社会」の実現をめざし、三木市では「三木市男女共同参画プラン」を策定し、計画に基づいて全庁的に施策の推進に取り組んでいます。

この度、平成23年度に策定したプランの計画年度が平成29年度に終了したことにより、新たなプランとして「三木市男女共同参画プラン（第3次）」を策定しました。

1 計画の期間 平成30年4月からの7年間

2 プランの位置づけ

「男女共同参画社会基本法」に規定する「市町村男女共同参画計画」として策定し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する「市町村基本計画」及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する「市町村推進計画」を兼ねるものです。

3 基本理念

家庭や地域、学校、職場などにおいて、男女が共にそれぞれの個性や能力を十分に発揮しながらいきいきと活躍し、互いに支え合い、安心して生活ができるように、市民と行政、関係機関・団体の方々が協働して男女共同参画社会の実現をめざします。

4 その他

「三木市男女共同参画プラン（第3次）」は、三木市男女共同参画センターのホームページで公開しています。

問い合わせ先 三木市市民生活部人権推進課（男女共同参画センター内）

電話 0794-89-2331